

daily コラム

2025 年 7 月 18 日 (金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

遺族年金の見直しをめぐるって

話題に上っている遺族年金見直しとは

今年、国会に遺族年金の見直し案が出され、6 月 13 日に成立しました。この法案をめぐるって SNS 上に「5 年で打ち切り!」「大幅カット」といった苦情が寄せられ、厚生労働省は 6 月 3 日に「遺族厚生年金の見直しに関するご指摘への考え方」を示しました。

今回の改正は「年齢による給付期間の変更」、「男女間の受給格差の解消」です。今まで 30 歳以上で夫を亡くした妻は(再婚せず)無期限で受給可能でした。

改定後は子のいない妻は対象年齢が 60 歳以上に引き上げられます。子とは 18 歳になった年度末までの子又は障害のある場合は 20 歳未満とされています。

既に遺族厚生年金を受給中の方は対象外

見直しの施行直後(2028 年 4 月)に原則有期給付の対象となるのは 18 歳年度末までの子がいらない、2028 年度末時点で 40 歳未満の女性です。すでに遺族厚生年金を受給している方や 60 歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、2028 年度に 40 歳以上になる女性には影響はありません。18 歳年度末までの子がいる方は子が 18 歳年度末になるまでは現行制度と同様です。

5 年の有期給付について

60 歳未満で死別した場合、原則 5 年間の有期給付になります。これには現在の約 1.3 倍の額の加算があります。要件を満たす方は中高齢寡婦加算も支給されます。収入の低い遺族には配慮措置があり調整されます。また、有期給付制度がすぐにでも導入されると思っている方も多いようですが、女性は 2028 年度から 20 年をかけて段階的に実施されます。

男女間格差の解消

現行では女性が 30 歳以上で死別した場合には無期給付です。しかし男性が 55 歳未満で死別したときは 60 歳から無期給付となっています。これについては格差の解消が行われ、2028 年 4 月からは男性も同条件になります。また、男女ともに収入要件がなくなり遺族厚生年金が受給できるようになります。

これらの見直しは夫だけが働く前提の現行制度から、女性の就業、共働き世帯の増加を踏まえたものでもあります。



働く女性が増えたので、これからは女性自身の年金の方が多い場合もあるかもしれません